

改正案	現行
<p>（母子支援員の資格）</p> <p>第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 五（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 六（略）</p> <p>（児童指導員の資格）</p> <p>第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ</p>	<p>（母子支援員の資格）</p> <p>第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 五（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 六（略）</p> <p>（児童指導員の資格）</p> <p>第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ</p>

ならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二〇十 (略)

2| 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四〇八 (略)

2| 前項第三号の指定については、第四十三条第二項の規定を準用する。

ならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二〇十 (略)

(新設)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二 (略)

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四〇八 (略)

(新設)